

四万十市国民保護計画

平成 22 年 1 月 修正

四 万 十 市

目 次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 市の地理的、社会的特徴	5
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	6
1 武力攻撃事態	6
2 N B C 攻撃	7
3 緊急処理事態	8
第2編 平素からの備えや予防	10
第1章 組織・体制の整備等	10
第1 市における組織・体制の整備	10
1 市の各課室における平素の業務	10
2 市職員の参集基準等	10
3 消防機関の体制	12
4 市民の権利利益の救済に係る手続等	12
第2 関係機関との連携体制の整備	13
1 基本的考え方	13
2 県との連携	13
3 近接市町村との連携	13
4 指定公共機関等との連携	14
5 ボランティア団体等に対する支援	14
第3 通信の確保	15
第4 情報収集・提供等の体制整備	16
1 基本的考え方	16
2 警報等の伝達に必要な準備	16
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	17
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	18
第5 研修及び訓練	18
1 研修	18
2 訓練	19
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	20
1 避難に関する基本的事項	20
2 避難実施要領のパターンの作成	20
3 救援に関する基本的事項	20
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	21
5 避難施設の指定への協力	21
6 生活関連等施設の把握等	21
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	23
1 市における備蓄	23
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	23
第4章 国民保護に関する啓発	24
1 国民保護措置に関する啓発	24

2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	2 4
第3編	武力攻撃事態等への対処	2 5
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	2 5
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	2 5
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	2 7
第2章	市対策本部の設置等	2 8
1	市対策本部の設置	2 8
2	通信の確保	3 1
第3章	関係機関相互の連携	3 2
1	国・県の対策本部との連携	3 2
2	知事、指定行政機関の、指定地方行政機関の長等への措置要請等	3 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	3 2
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	3 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3 3
6	市の行う応援等	3 3
7	ボランティア団体等に対する支援等	3 4
8	住民への協力要請	3 4
第4章	警報及び避難の指示等	3 5
第1	警報の伝達等	3 5
1	警報の内容の伝達等	3 5
2	警報の内容の伝達方法	3 5
3	緊急通報の伝達及び通知	3 6
第2	避難住民の誘導等	3 7
1	避難の指示の通知・伝達	3 7
2	避難実施要領の策定	3 8
3	避難住民の誘導	3 9
第5章	救援	4 4
1	救援の実施	4 4
2	関係機関との連携	4 4
3	救援の内容	4 5
第6章	安否情報の収集・提供	4 6
1	安否情報の収集	4 6
2	県に対する報告	4 7
3	安否情報の照会に対する回答	4 7
4	日本赤十字社に対する協力	4 7
第7章	武力攻撃災害への対処	4 8
第1	武力攻撃災害への対処	4 8
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	4 8
2	武力攻撃災害の兆候の通報	4 8
第2	応急措置等	4 9
1	退避の指示	4 9
2	警戒区域の設定	5 0
3	応急公用負担等	5 1
4	消防に関する措置等	5 1
第3	生活関連等施設における安全確保等	5 3
1	生活関連等施設の安全確保	5 3
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	5 3
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	5 5
1	武力攻撃原子力災害への対処	5 5

2	NBC攻撃による災害への対処	5 5
第8章	被災情報の収集及び報告	5 8
第9章	保健衛生の確保その他の措置	5 8
1	保健衛生の確保	5 8
2	廃棄物の処理	5 9
第10章	国民生活の安定に関する措置	6 0
1	生活関連物資等の価格安定	6 0
2	避難住民等の生活安定等	6 0
3	生活基盤等の確保	6 0
第11章	特殊標章等の交付及び管理	6 1
第4編	復旧等	6 3
第1章	応急の復旧	6 3
1	基本的考え方	6 3
2	公共的施設の応急の復旧	6 3
第2章	武力攻撃災害の復旧	6 4
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	6 5
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	6 5
2	損失補償及び損害補償	6 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	6 5
第5編	緊急処理事態への対処	6 6
1	緊急処理事態	6 6
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	6 6
資料編		6 7
	関係機関の連絡先	6 7
	四万十市の地形	7 2
	被災情報の報告様式	7 4
	市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	7 5
	避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル)	7 8

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、次のとおり定めます。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び高知県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民（市の区域に住所を有する者、他市町村から市の区域に通学・通勤する者及び武力攻撃事態等において市の区域に滞在する者をいう。以下同じ。）の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成します。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めます。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ知事に協議し、市議会に報告、公表します。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は必要ではありません。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めます。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体等への支援に努めます。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保します。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

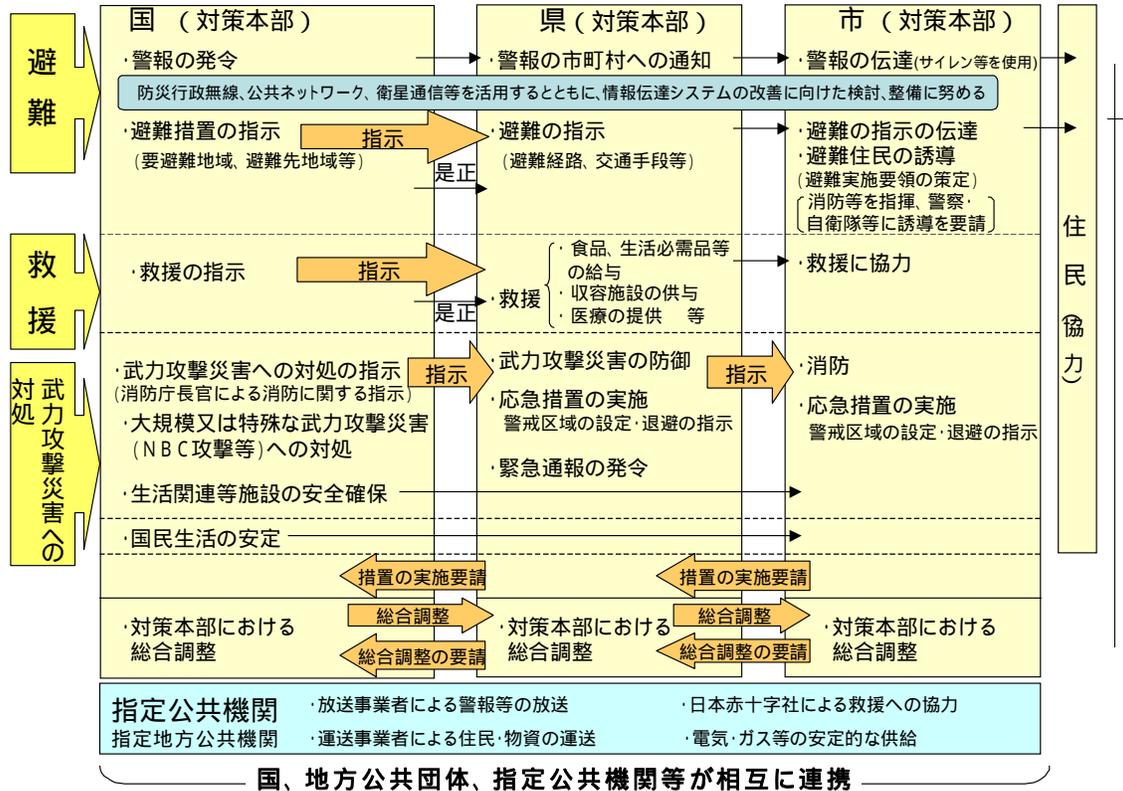
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

【国民保護措置の全体の仕組みを図示すれば、下記のとおりです。】

国民の保護に関する措置の仕組み



市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
四万十市	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先
資料編に記載

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について、次のとおり定めます。

(1) 位置

四万十市は、平成17年4月10日中村市と幡多郡西土佐村が合併し誕生しました。高知県西南部四万十川の中下流域に位置し、北西部は愛媛県との県境に接しています。

(2) 面積

当市の面積は632.50km²と県面積の8.9%を占め、県下34市町村中2番目の広さです。

(3) 人口

当市の人口は、合併前の昭和60年の国勢調査による旧2市村の計40,609人をピークに徐々に減少傾向が続いています。世帯数は増加しており核家族化が進行していますが、幡多地域における最大の都市です。

人口構成は、年少人口(14歳未満)が13.4%、生産年齢人口59.5%、高齢人口(65歳以上)27.0%と、近年少子・高齢化が急速に進んでいます。

人口の推移（単位：人、%） 国勢調査結果 各年10月1日現在）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	39,614	40,315	40,609	40,066	38,991	38,784	37,917
年少人口(0~14歳)	8,722 (22.0)	8,719 (21.6)	8,611 (21.2)	7,610 (19.0)	6,522 (16.7)	5,678 (14.6)	5,086 (13.4)
生産年齢人口(15~65歳)	25,611 (64.7)	25,977 (64.4)	25,795 (63.5)	25,219 (62.9)	24,157 (62.0)	23,580 (60.8)	22,574 (59.5)
老年人口(65歳以上)	5,281 (13.3)	5,619 (13.9)	6,189 (15.2)	7,101 (17.7)	8,312 (21.3)	9,506 (24.5)	10,249 (27.0)
年齢不詳	0	0	14	136	0	20	8

(4) 地勢

山地

当市は東・西・北部は山岳丘陵地帯が多く、南東部は土佐湾に面しています。

河川・平野

渡川水系の3つの一級河川（四万十川、後川、中筋川）の流域に沿って農耕地が広がっており、下流域の河川に挟まれた地域に市街地が形成されています。

道路の位置等

当市の道路は、高知市から松山市に至る国道56号線が中心部を東西に走り、国道56号線に並行する形で高規格道路が宿毛市に向け現在整備中です。

また、市街地から北に向かっては国道439号線が、南に向かっては国道321号線が土佐清水市方面に走っており、西土佐地域では四万十町からの国道381号線が、市街地から西土佐地域を經由し愛媛県に通じる国道441号線が四万十川沿いにそれぞれ幹線道路として走っています。

鉄道

鉄道は、窪川から愛媛県を結ぶJR予土線が西土佐地域を走り、同じく窪川から宿毛を結ぶ土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が中村地域を走っています。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

着上陸侵攻

【特徴】

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想されます。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定されます。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられます。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している高知龍馬空港は目標になりやすいと考えられます。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられます。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されます。

【留意点】

- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となります。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となります。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられます。そのため、人口が集中している地域に所在する施設、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要です。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられます。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害が拡大する恐れがあります。また、汚い爆弾（爆弾と放射性物質を組み合わせたもの。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合があります。

【留意点】

- ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行います。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要です。

弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC（核兵器、生物兵器、化学兵器）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なります。
- ・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。

【留意点】

- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となります。

航空攻撃

【特徴】

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易ですが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難です。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なりますが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定されます。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得ます。
- ・なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。

【留意点】

- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要があります。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の恐れがある場合は、被害が拡大する恐れがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があります。

2 NBC攻撃

核兵器等

- ・核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生じます。核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらします。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分されます。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらしますが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させます。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となります。
- ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定されます。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生

する恐れがあります。したがって、避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要があります。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要です。

- ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ですが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となります。

生物兵器

- ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。
- ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。
- ・したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要です。

化学兵器

- ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がります。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なります。
- ・このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要です。また、化学剤は、そのままでは分解、消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要です。

3 緊急対処事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例及び被害の概要】

ア 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。

イ 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じます。

ウ ダムの破壊

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなります。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

イ 列車等の爆破

【被害の概要】

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなります。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例及び被害の概要】

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等です。
 - ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。
 - ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様です。
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様です。
 - ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似しています。
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様です。
- エ 水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来

【被害の概要】

- ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わります。
- ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想されます。
- ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各課室における平素の業務、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の参集基準等を、次のとおり定めます。

1 市の各課室における平素の業務

市が行う国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、危機管理担当課が行います。

市の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため関係機関等との連携体制の整備など、その準備に係る業務を行うものとしします。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

【市における24時間体制の確保（選択肢）について】

(1) 市の対応充実

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備します。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要となります。

(2) 常備消防機関（幡多中央消防組合）との連携強化

夜間休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して常備消防機関に事務を委ねることが選択肢として考えられます。その際、構成市町においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は市が常備消防機関より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとします。この場合、常備消防機関は、特に構成市町の長への連絡を迅速に行うよう留意しなくてはならず、平素より各市町と常備消防機関との連携を密にし、各市町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておきます。

また、常備消防機関に事務を委ねる場合は、消防本部より住民へ初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を常備消防機関に設置することが重要です。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定めます。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めます。

【職員参集基準】

体制	参集基準
担当課体制	国民保護担当課職員が参集
緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		
	市の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
		市の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保します。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとします。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長 (市長)	副市長	教育長	総務課長
副本部長 (副市長)	教育長	総務課長	-
本部員 (課長等)	課長補佐等	-	-

・第3順位以下又は順位を定めていない場合に代替職員が必要となった場合は、その都度定めます。

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定めます。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

幡多中央消防組合消防本部及び四万十消防署（四万十消防署西土佐分署を含みます。以下同じ。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めます。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、市は、県と連携し消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めます。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定めます。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。

また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長します。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定(地方)公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村及び指定(地方)公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

関係機関の連絡先（資料編参照）

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築します。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図ります。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図ります。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ります。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、

近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図ります。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により幡多中央消防組合が締結している既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等を要請することにより、消防機関相互の連携を図ります。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災を含め新たに協定を締結するなど必要な連携体制の整備を図ります。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図ります。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮します。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定めます。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮します。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため情報伝達ルートが多ルート化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行います。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図ります。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図ります。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ります。
	・被災現場の状況を県警察のヘリコプターテレビシステムにより収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めます。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検します。

運用面	・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集、連絡体制の整備を図ります。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図ります。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行います。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図ります。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図ります。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図ります。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮します。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図ります。

また、整備にあたっては、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図ります。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築します。また、必要に応じて高知海上保安部との協力体制を構築します。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこ

ととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めます。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進します。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【安否情報システムの整備について】

市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用し、効率かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努めます。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告します。

【収集・報告すべき情報】

1	避難住民（負傷した市民も同様）
	氏名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住所
	国籍（日本国籍を有しない者に限ります。）
	～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限ります。）
	負傷（疾病）の該当
	負傷又は疾病の状況
	現在の居所
	連絡先その他必要情報
	親族・同居者への回答（～）の希望
	知人への回答（～）の希望
	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（～）の同意
2	死亡した市民
	（上記～に加えて）
	死亡の日時、場所及び状況
	遺体が安置されている場所
	連絡先その他必要情報
	親族・同居者・知人以外の者への回答（～、～）の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行います。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報

を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握します。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図ります。
被災情報の報告様式・・・資料編に掲載

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定めた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行います。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行います。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用します。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、高知海上保安部、自衛隊等との連携を図ります。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施します。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施します。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。

国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし国民保護計画の見直し作業等に反映します。

市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮します。

市は、県と連携し学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促します。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、次のとおり定めます。
 （通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除きます。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。

基礎的資料の一覧は資料編に掲載

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難支援プランを検討・作成するなど災害時要援護者の避難対策を講じます。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部署を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意します。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築します。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認しておきます。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、高知海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておきます。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当市において行うこととされた場合や、市が県を行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておきます。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有します。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有します。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力します。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備します。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めます。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁（県担当部局は全て危機管理担当課）】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する施設等における警戒

市は、市が管理する施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施します。この場合において、県警察及び管区海上保安部等との連携を図ります。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定めます。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとし、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応します。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応します。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検します。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定めます。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ市民に対し広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施します。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行います。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図ります。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行います。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図ります。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を活用しながら市民に対し周知するよう努めます。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

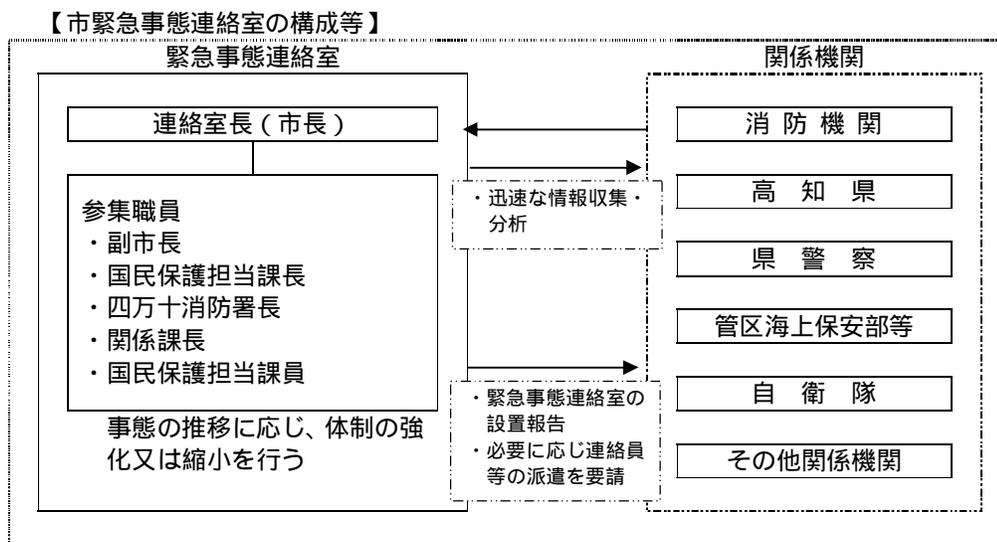
また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられます。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定めます。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡室」を設置します。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成します。



市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告します。

幡多中央消防組合消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立しておきます。

緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定(地方)公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行います。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保します。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行います。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図ります。また、政府による事態認定がなされ、市に対し市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は必要に応じ、国民保護法に基づき退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行います。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請します。

(4) 対策本部への移行に要する調整

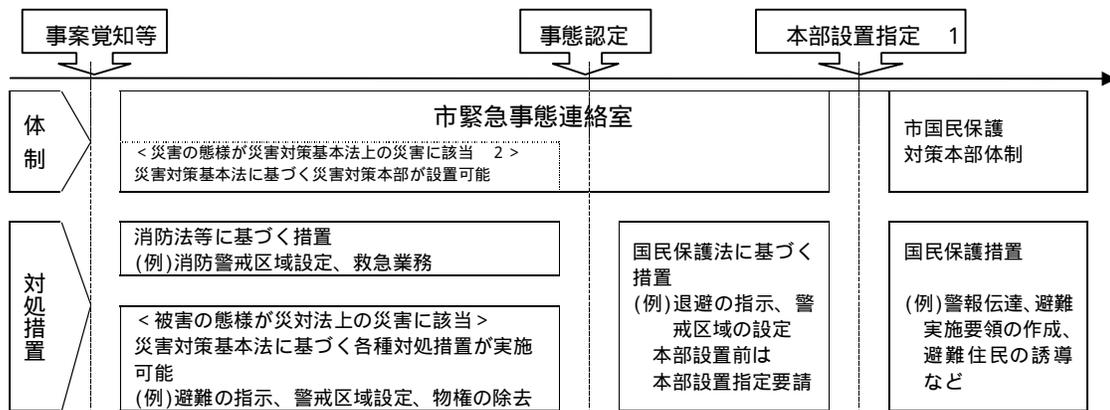
緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止します。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止します。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課室に対し周知徹底します。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとします。



1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになります。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされています。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して即応体制の強化を図ります。

この場合において市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築します。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行います。

市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び高知県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置します。（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとし（前述））

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡します。連絡方法は、その時点で最も迅速に連絡できる方法を選択し実施します。（該当職員に一斉に連絡できるシステムを検討・整備します）

市対策本部の開設

市対策本部事務局員は、市庁舎会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認します）

市対策本部開設時には、災害対応時に準じ中村支部及び西土佐支部を開設し、中村地域及び西土佐地域における国民保護措置を実施します。

本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、あらかじめ市対策本部を設置する施設を指定します。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行います。

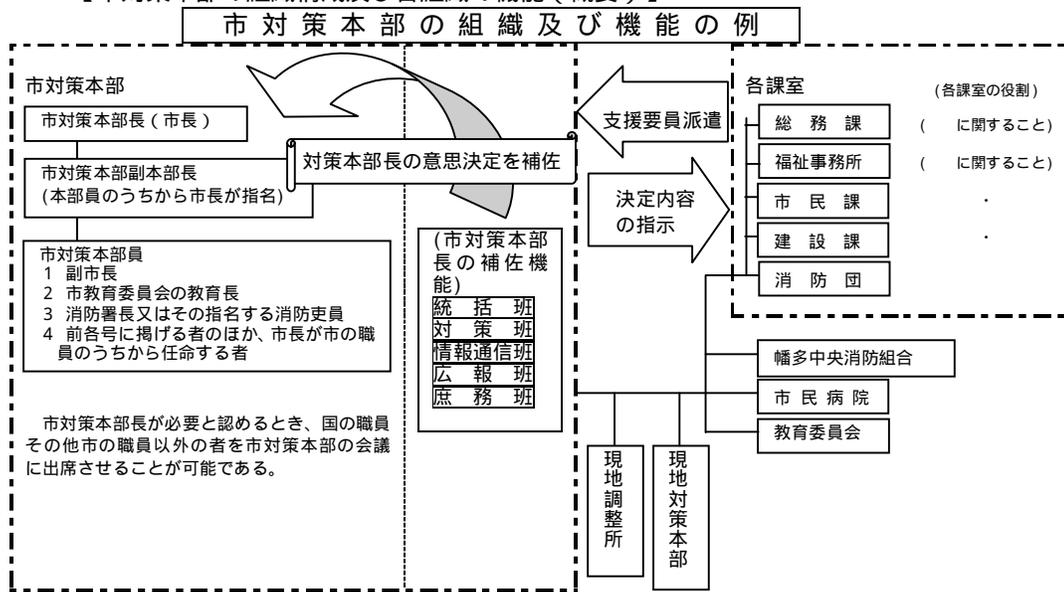
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を經由して内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は市対策本部規程で定めますが、概要は以下のとおりです。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能（概要）】



市対策本部規程及び市対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施するものとします。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備します。

【市対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置します。

広報手段

市広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等様々な広報手段を活用して迅速に提供できる体制を整備します。

留意事項

- ア) 広報の内容は事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応します。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて市長自ら記者会見を行うなど配慮します。
- ウ) 高知県と連携した広報体制を構築します。

(5) 市現地对策本部の設置

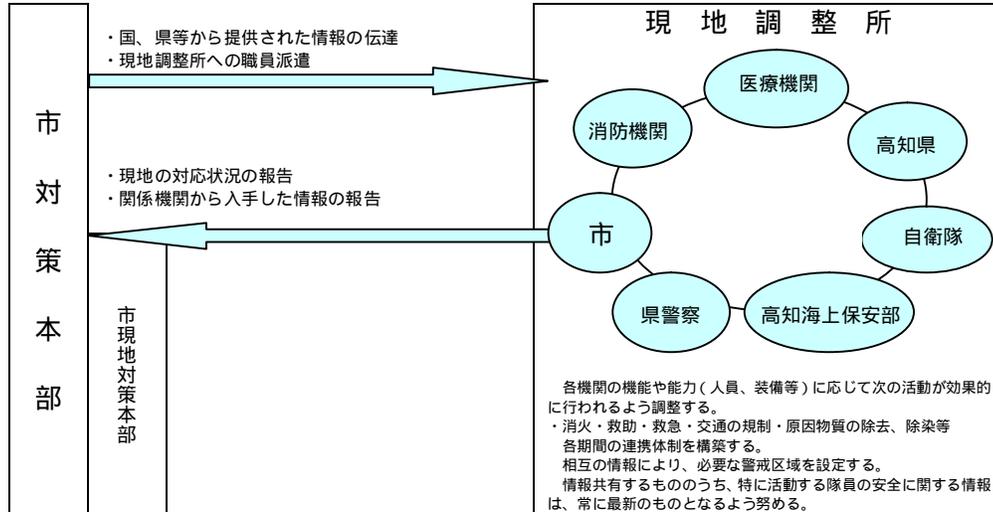
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地对策本部を設置します。

市現地对策本部長や市現地对策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てます。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、高知海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられます。）

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的です。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要です。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となります。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となります。

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要ですが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要です。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得ますが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要です。）

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難ですが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要です。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要が

あると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請します。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めます。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び高知県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止します。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保します。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定(地方)公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定めます。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

(2) 知事に対する指定(地方)行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定(地方)行政機関の長への要請を行うよう求めます。

(3) 指定(地方)公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定(地方)公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます。（国民保護等派遣）

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡します。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めます。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めます。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めます。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにします。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行います。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出ます。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告します。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定(地方)行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し当該地方公共団体の職員の派遣を求めます。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は直接要請を行います。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し(1)の職員の派遣について、あつせんを求めます。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議

会に報告するとともに、市は公示を行い県に届け出ます。

(2) 指定(地方)公共機関に対して行う応援等

市は、指定(地方)公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き必要な応援を行います。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や区長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行います。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断します。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携してボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図ります。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図ります。

8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

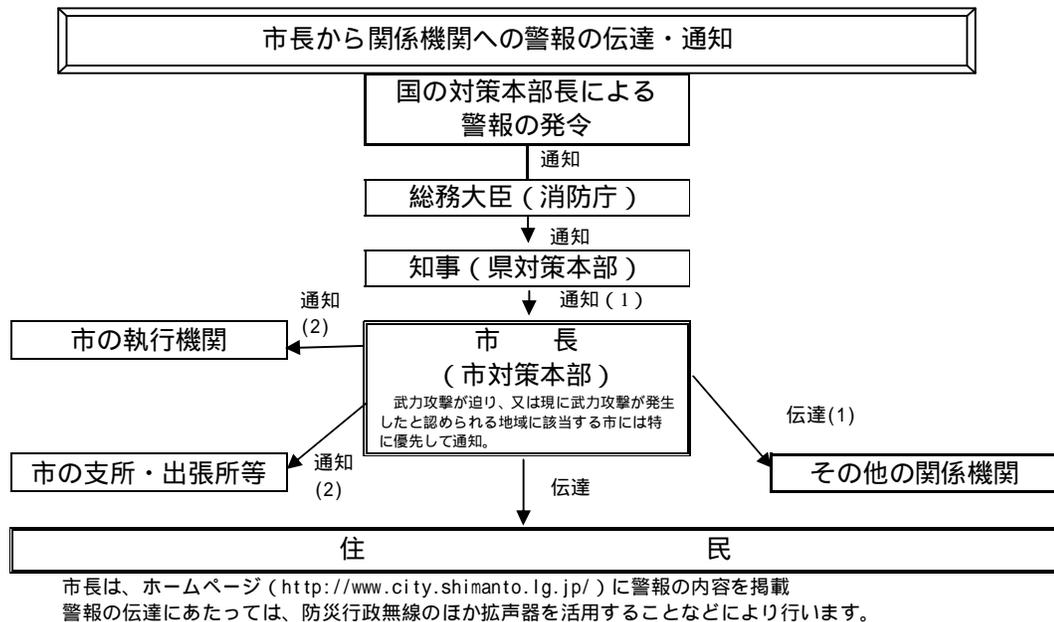
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。

(2) 警報の内容の通知

市は市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知します。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.shimanto.lg.jp/>）に警報の内容を掲載します。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりです。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は現在市が保有する伝達手段に基づき原則として以下の要領により行います。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる

場合

この場合においては、原則として同報系防災行政無線（未整備地域では消防無線を使用します）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線や消防無線、ホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図ります。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図りません。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線や消防無線による伝達以外の方法も活用します。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、消防無線の屋外拡声子局を活用して、迅速に住民へ警報を伝達します。また今後デジタル同報系防災行政無線が整備される場合は、J-ALERTと接続するものとします。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する事ができるよう、体制を整備します。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮します。

また、市は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や表示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととします。（その他については、警報の発令の場合と同様とします。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

第2 避難住民の誘導等

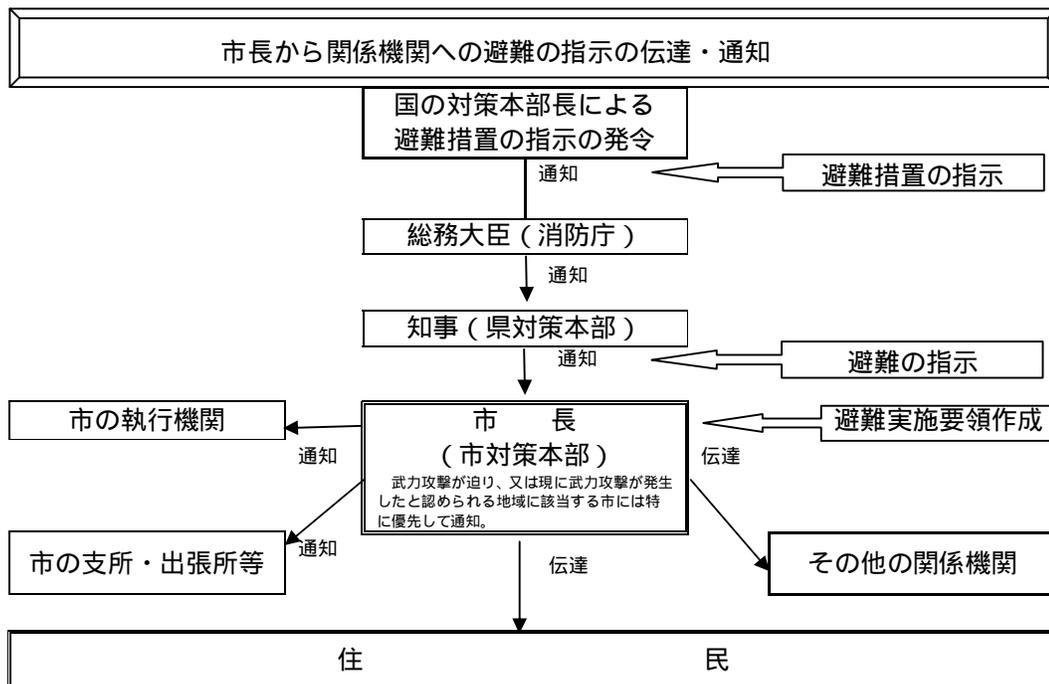
市は、県の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定めます。

1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供します。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達します。

避難の指示の流れについては、下図のとおりです。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行います。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で迅速に避難実施要領を策定します。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意します。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【県計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

（以下は、県国民保護計画の記載項目）

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難先

一時集合場所及び集合方法

集合時間

集合に当たっての留意事項

避難の手段及び避難の経路

市（町村）職員、消防職団員の配置等

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。

避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）

避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡します。

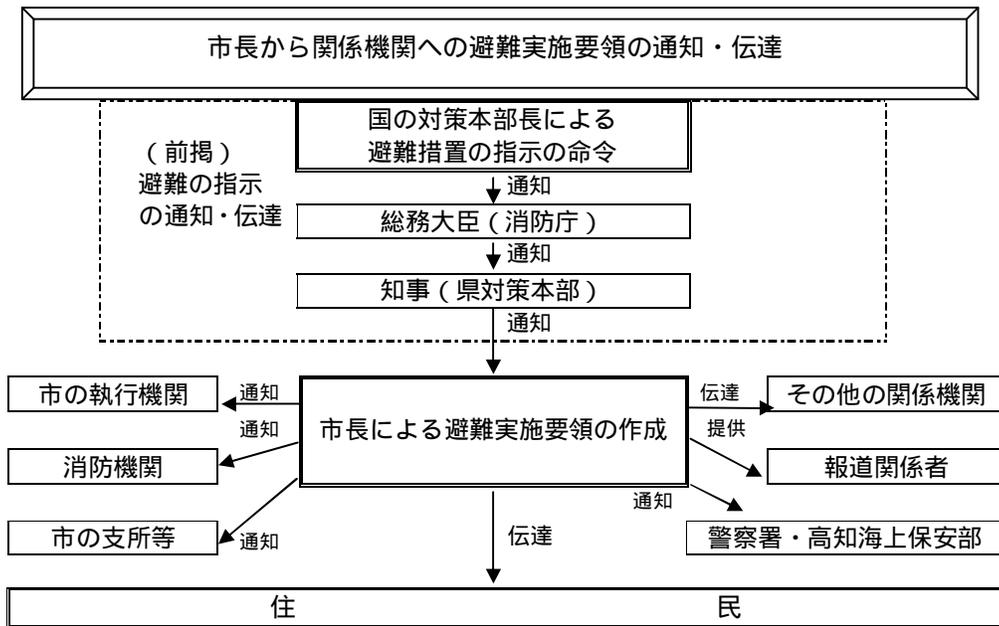
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめます。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達します。その際、住民に対しては迅速な対応が取れるよう各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防署長（分署長を含みます。以下同じ。）、警察署長、高知海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知します。

さらに、市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供します。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防署長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。その際、避難実施要領の内容に沿って、区、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

また、市長は、避難実施要領に沿って避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して誘導の円滑化を図ります。また、職員には市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所要所において夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、市民の不安軽減のため必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行います。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行います。

当市は、消防事務を幡多中央消防組合にて共同処理しています。消防機関は、当市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととなります。この場合、市長は、当該消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図ります。このため、平素から当市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行うこととします。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、管区海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請します。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長はその時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行います。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や区長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに行政側の対応についての情報を提供します。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとします。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ます。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険

な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めます。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について所要の措置を講ずるよう努めます。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して直ちに住民等に周知徹底を図るよう努めます。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行います。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意します。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請します。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により運送事業者である指定(地方)公共機関に対して、避難住民の運送を求めます。

市長は、運送事業者である指定(地方)公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長にその旨を通知します。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し避難住民を復帰させるため必要な措置を講じます。

弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本です。
 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなります。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
 対策本部長 警報の発令、避難措置の指示
 （その他、記者会見等による国民への情報提供）
 知事 避難の指示
 市長 避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要があります。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとします。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じますが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、高知海

上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、高知海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要です。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう現地調整所を設けて活動調整に当たることとします。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられます。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしないこととします。

NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合の避難においても、対策本部長の攻撃の特性に応じた避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難の誘導を行うことが基本です。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行います。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本です。このため、平素から大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととします。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請します。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し県内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行います。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

(2) 救援における県との連携

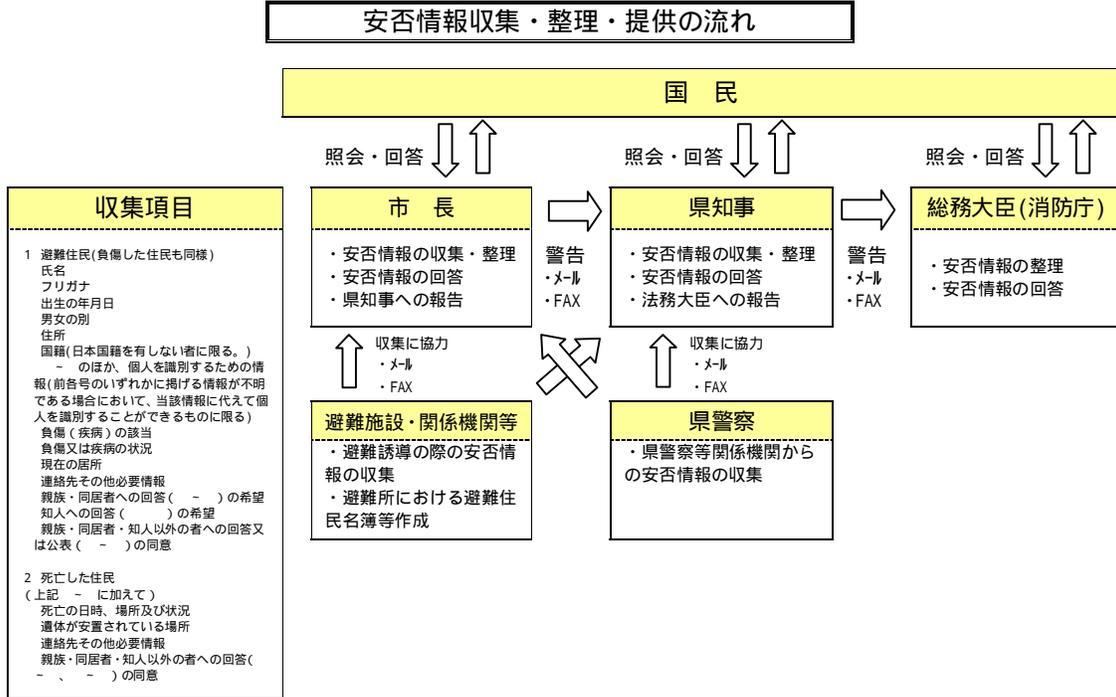
市長は、知事が集約し所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに救援に関する措置を実施します。

また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意します。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定めます。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりです。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号又は第2号により、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておきます。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付します。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

3 安否情報の照会に関する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知します。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けます。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答します。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社高知県支部の要請があったときは、当該要請に応じ保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報します。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行います。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものです。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には住民に危険が及ぶことを防止するため県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をします。

(2) 屋内退避の指示

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示します。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとします。

NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行います。

退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合も、同様に伝達等を行います。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

(4) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び高知海上保安部等と現地調整所等にお

いて連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。

市職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、高知海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。

市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものです。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で、退避の指示とは異なるものです。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、高知海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、高知海上保安部、消防機関等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保します。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管します）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行うよう幡多中央消防組合に要請します。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する

る調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長若しくは消防署長と連携し出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し消防機関、県警察、高知海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行います。

被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行います。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。

市長、消防署長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとします。

第3 生活関連等施設における安全確保等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。

この場合において、市長は、必要に応じ県警察、高知海上保安部長、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

また、このほか生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じます。）

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、

消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民
保護法第103条第3項第2号）
危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。
また、市長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物
質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県内には原子力発電所は存在しませんが、近隣県に所在することから、市は、武力攻撃原子力災害への対処等について、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとします。

また、NBC攻撃による災害への対処についても、国の方針に基づき必要な措置を講じます。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定めます。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に照らし、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、次に掲げる措置を講じます。

(1) 関係機関との連携の確保

市は、市民の避難及び救援を実施するため、県等関係機関との連携を図ります。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報及び公示等

市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知します。

市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行います。

市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報を知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により区域を所轄する消防機関に連絡します。

(3) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して市民に安定ヨウ素剤を配布し服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じます。

(4) 職員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について県やその他の関係機関等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮します。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講じます。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質

の特定、被災者の救助等の活動を行います。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講じます。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において消防機関、県警察、高知海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。また、保健所による消毒等の措置を県警察等の関係機関と連携して行います。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要です。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じます。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じます。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知します。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行います。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定めます。

被災情報の収集及び報告

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。

市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、高知海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告します。

市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告します。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施します。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行います。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施します。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民に対して情報提供を実施します。

市は、地域防災計画の定めに基づいて水道水の供給体制を整備します。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行います。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携して実施します。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに基づいて「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行います。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定めます。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難市民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路、漁港等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理します。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定めます。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

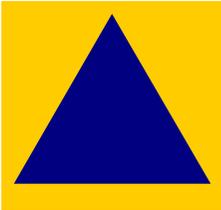
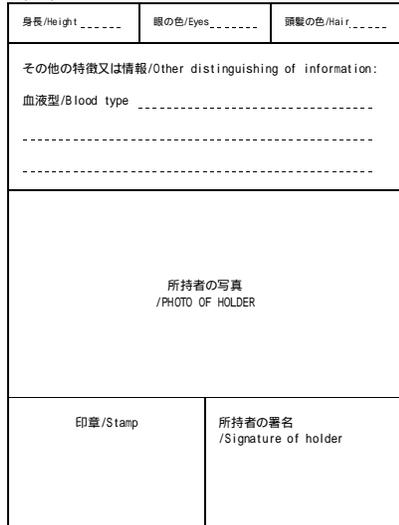
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

 <p style="text-align: center;">オレンジ色地に 青の正三角形</p>	<p>(表)</p>  <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue... 証明書番号/No. of card... 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry.....</p> <p>(身分証明書のひな型（日本工業規格A7 横74mm、縦105mm）)</p>	<p>(裏)</p>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing of information: 血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所持者の署名 /Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing of information: 血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair												
その他の特徴又は情報/Other distinguishing of information: 血液型/Blood type														
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER														
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder													

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く）で、国民保護措置に係る職務を行うもの

- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長（幡多中央消防組合）

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡します。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合にはその管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定めます。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施します。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定めます。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行います。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行います。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではありません。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章3に掲げるとおりです。

市は、緊急対処事態は原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行います。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行います。

資料編

関係機関の連絡先

【指定(地方)行政・公共機関、自衛隊関係】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国総合通信局高知出張所	高知市本町4-3-41	088-872-2087
中四国農政局高知農政事務所地域第一課	右山五月町3-12	0880-34-5355
四国森林管理局四万十森林管理署	中村丸の内1707-34	0880-34-3155
四国地方整備局中村河川国道事務所	右山2033-14	0880-34-7301
〃 四万十川出張所	山路1629-2	0880-36-2320
〃 後川出張所	井沢1031 - 52	0880-35-3564
〃 中村国道出張所	古津賀2286-6	0880-34-2252
〃 中筋川総合開発工事事務所	宿毛市平田町戸内1692-1	0880-66-0142
中村労働基準監督署	右山五月町3-12	0880-35-3148
中村税務署	中村新町4-4	0880-35-2135
中村公共職業安定所	右山五月町3-12	0880-34-1155
高知地方气象台	高知市本町4-3-41	088-822-8882
郵便事業(株)土佐中村支店	中村本町3-39	0880-35-2441
郵便局(株)土佐中村郵便局(郵便課)	中村本町3-39	0880-34-1362
郵便局(株)下田郵便局	下田1419	0880-33-0042
郵便局(株)中村下町郵便局	中村東下町7	0880-34-1361
郵便局(株)中村八束郵便局	山路17-2	0880-36-2100
郵便局(株)中村古津賀郵便局	古津賀3-76	0880-35-0702
郵便局(株)中村駅前郵便局	駅前町3-28	0880-34-4856
郵便局(株)四万十トンボ郵便局	具同田黒3-8-1	0880-37-1367
郵便局(株)有岡郵便局	有岡1844-2	0880-37-0120
郵便局(株)東中筋郵便局	楠島949-3	0880-37-1363
郵便局(株)後川郵便局	利岡103-45	0880-35-4917
郵便局(株)川登郵便局	川登1043-2	0880-38-2102
郵便局(株)蕨岡郵便局	蕨岡甲82	0880-32-1121
郵便局(株)富山郵便局	大用453-7	0880-39-2054
郵便局(株)江川崎郵便局	西土佐江川崎180-3	0880-52-1046
郵便局(株)口屋内郵便局	西土佐口屋内76-12	0880-54-1450
郵便局(株)大宮郵便局	西土佐大宮1773-5	0880-53-2306
西日本電信電話(株)高知支店	高知市帯屋町2-5-11	088-821-3466
日本赤十字社高知県支部	高知市丸ノ内1-7-34	088-872-6295
四国電力(株)中村支店(総務課)	中村大橋通6-9-21	0880-34-6760
〃 江川崎お客さまセンター	西土佐江川崎2405-2	0880-52-1059
四国旅客鉄道(株)	香川県高松市浜ノ町8-33	087-825-1622
〃 須崎駅	須崎市原町1丁目10-13	0889-42-1515
土佐くろしお鉄道(株)	駅前町7-1	0880-35-4961
高知西南交通(株)	佐岡434-1	0880-34-1266
自衛隊高知地方協力本部	高知市塩田町8-1	088-822-6128
〃 四万十募集事務所	中村大橋通6-3-7	0880-35-3096
陸上自衛隊高知駐屯地(第14施設中隊)	香南市香我美町岸本469-1	0887-55-3171
陸上自衛隊第50普通科連隊第2中隊	香南市香我美町上分字坂川3390	0877-55-3171

【国・高知県関係（警察を含む）】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
消防庁防災課	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7525
消防庁防災情報室	"	03-5253-7526
高知県庁	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-1111
危機管理部消防政策課消防担当	"	088-823-9318
危機管理部地震・防災課防災対策担当	"	088-823-9096
危機管理部危機管理課情報担当	"	088-823-9311
消防防災航空隊	南国市物部高知龍馬空港内	088-864-3890
危機管理部危機管理課危機管理担当	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9018
危機管理部地震・防災課防災企画担当	"	088-823-9798
危機管理部地震・防災課地域防災支援担当	"	088-823-9317
地域福祉部地域福祉政策課地域福祉担当	"	088-823-9090
土木部河川課	"	088-823-9838
土木部防災砂防課	"	088-823-9845
幡多土木事務所	古津賀4丁目61	0880-34-5222
幡多福祉保健所	中村山手通19	0880-35-5979
幡多農業振興センター	"	0880-35-5975
幡多林業事務所	"	0880-35-5977
幡多農業振興センター	古津賀4丁目61	0880-34-7070
高知県警察本部	高知市丸の内2-4-30	088-826-0110
中村警察署	右山2034-17	0880-34-0110
有岡駐在所	有岡1320-3	0880-37-0110
川登駐在所	川登300	0880-38-2015
下田駐在所	竹島829-1	0880-33-0234
蕨岡駐在所	蕨岡甲3941-3	0880-32-1152
江川崎駐在所	西土佐江川崎247	0880-52-1006

【近隣市町村】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
宿毛市	宿毛市桜町2-1	0880-63-1111
土佐清水市	土佐清水市天神町11-2	08808-2-1111
大月町	幡多郡大月町弘見2230	0880-73-1111
黒潮町（大方総合支所）	幡多郡黒潮町入野2019-1	0880-43-2111
"（佐賀総合支所）	幡多郡黒潮町佐賀1092-1	0880-55-3111
三原村	幡多郡三原村来栖野346	0880-46-2111
四万十町	高岡郡四万十町茂串町3-2	0880-22-3111
"（大正総合支所）	高岡郡四万十町大正380	0880-27-0111
"（十和総合支所）	高岡郡四万十町十川151-1	0880-28-5111
梶原町	高岡郡梶原町梶原1444-1	0889-65-1111
津野町	高岡郡津野町永野471-1	0889-55-2311
中土佐町（大野見庁舎）	高岡郡中土佐町大野見吉野12	0889-57-2021
愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1	0895-24-1111
" 鬼北町	愛媛県北宇和郡鬼北町近永800-1	0895-45-1111
" 松野町	愛媛県北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111

【公共的団体】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
高知はた農業協同組合	右山五月町7-40	0880-34-5555
〃 中村支所	右山五月町7-40	0880-34-5911
〃 中村南部出張所	竹島32-4	0880-33-0010
〃 中村東部出張所	蕨岡甲308	0880-32-1111
〃 中村北部出張所	岩田3	0880-34-2262
〃 中村西部事業所	国見581	0880-37-2280
〃 西土佐支所	西土佐江川崎253	0880-52-1007
中村市森林組合	佐岡415-5	0880-34-2233
西土佐村森林組合	西土佐江川崎2180	0880-52-1152
中村商工会議所	中村小姓町46	0880-34-4333
西土佐商工会	西土佐江川崎2405	0880-52-1276
四万十市社会福祉協議会	右山五月町8-3	0880-35-3011

【医療関係機関一覧】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四万十市医師会	右山383-8（幡多医師会館）	0880-34-3086
四万十市民病院	中村東町1-1-27	0880-34-2126
医療法人一勇会大川筋診療所	川登1106-1	0880-38-2017
竹本病院附属富山診療所	大用438	0880-39-2022
中医学研究所	中村東町1-1-27	0880-34-3558
中医クリニック	下田2158	0880-31-5200
渡川病院	具同2278-1	0880-37-2220
幡多病院	右山天神町10-12	0880-34-6211
中村病院	中村小姓町75	0880-34-3177
竹本病院	右山字大谷1973-2	0880-35-4151
松本病院	中村山手通45	0880-35-3054
森下病院	中村一条通2丁目44	0880-34-2030
木俵病院	中村一条通3丁目3-25	0880-34-1211
吉井病院	中村大橋通6丁目7-5	0880-34-5005
山下眼科	中村大橋通5丁目35	0880-34-0515
こじま眼科	駅前町9-20	0880-34-0013
石川皮膚科	中村大橋通5丁目35	0880-34-6116
さたけ小児科	具同田黒3丁目1-3	0880-37-2255
菊地産婦人科	中村桜町19	0880-34-3351
山本産婦人科小児科	具同3239-1	0880-37-5566
正木整形外科	中村新町2丁目9	0880-34-5252
佐々木整形外科	中村一条通5丁目79-2	0880-34-7177
山下整形外科	中村大橋通5丁目35	0880-34-0511
中村クリニック	中村大橋通7丁目1-10	0880-34-5100
まあいこころクリニック	具同6775-1	0880-31-1556
小原外科	右山元町3丁目3-1	0880-35-0108
大野内科	渡川1丁目1-3	0880-37-5281
要医院	駅前町13-17	0880-34-1365
たかだクリニック	下田字宝町4320-3	0880-33-0230
四万十診療所	具同2882-1	0880-37-6920
こいけクリニック	中村大橋通6丁目3-7	0880-35-5112
幸徳歯科	中村大橋通6丁目1-24	0880-34-5578

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
幸徳歯科診療所	右山天神町5-6	0880-35-3475
岡村歯科診療所	中村本町2丁目31	0880-35-2088
中澤歯科医院	中村大橋通2丁目32	0880-34-6100
宮定歯科医院	右山五月町3-20	0880-34-4664
田中歯科医院	中村小姓町49	0880-35-2078
京町歯科診療所	中村大橋通3丁目24-1	0880-34-2258
まちだ歯科医院	中村東町1丁目1-38	0880-34-1101
町田歯科診療所	中村東下町23	0880-35-3315
松岡歯科医院	中村東町3丁目2-22	0880-35-4888
山本歯科診療所	中村山手通31	0880-35-2656
山本歯科医院	具同田黒2丁目16-5	0880-37-1368
島田歯科	中村大橋通6丁目136	0880-34-1418
本田歯科	中村本町1丁目4	0880-34-1182
池本歯科医院	右山五月町145	0880-35-6188
にいや歯科医院	具同2241-5	0880-37-4182
北代歯科	中村小姓町6	0880-34-1152
朝日歯科	中村於東町26	0880-34-1108
さつき新谷歯科	右山五月町8-13	0880-34-6881
高畑歯科	具同田黒2丁目4-28	0880-37-5454
川村歯科	具同田黒3丁目7-5	0880-31-2501
国保西土佐診療所	西土佐用井1110-28	0880-52-1011
国保大宮出張診療所	西土佐大宮1759	0880-53-2017
国保口屋内出張診療所	西土佐口屋内114-1	0880-54-1010
奥屋内へき地出張診療所	西土佐奥屋内981-1	0880-56-1063
岡村歯科医院	西土佐江川崎2420-1	0880-52-1063

【学校・保育所関係】

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
高知県立中村高等学校	中村丸の内24	0880-34-2141
〃 〃 西土佐分校	西土佐津野川223-2	0880-52-1186
〃 幡多農業高等学校	古津賀3711	0880-34-2166
〃 中村養護学校	古津賀3091	0880-34-1511
下田小学校	下田1542	0880-33-0019
竹島小学校	竹島3332	0880-33-0130
東山小学校	佐岡953-1	0880-34-3311
中村小学校	中村新町3丁目20	0880-34-1005
田野川小学校	田野川乙1240	0880-32-1132
中村南小学校	不破上町1949-1	0880-34-7400
蕨岡小学校	蕨岡甲6685	0880-32-1128
大用小学校	大用428	0880-39-2015
利岡小学校	利岡137	0880-35-4685
川登小学校	川登1030	0880-38-2020
具同小学校	具同田黒一丁目4番1号	0880-37-3249
八束小学校	間崎1483	0880-36-2001
東中筋小学校	国見460	0880-37-4100
中筋小学校	有岡931	0880-37-0303
口屋内小学校	西土佐口屋内280-1	0880-54-1007
津野川小学校	西土佐津野川208	0880-52-1061

施設名	所在地	電話番号
大宮小学校	西土佐大宮522	0880-53-2305
須崎小学校	西土佐須崎810-3	0880-53-2304
西ヶ方小学校	西土佐西ヶ方544-1	0880-52-1057
川崎小学校	西土佐用井1110-33	0880-52-1069
本村小学校	西土佐江川619	0880-52-1093
（休校中）常六小学校	常六272	0880-39-2239
（休校中）片魚小学校	片魚316	0880-39-2027
（休校中）竹屋敷小学校	竹屋敷929-口	0880-32-1144
（休校中）勝間小学校	勝間114-1	0880-38-2459
（休校中）奥屋内小学校	西土佐奥屋内955-1	0880-56-1086
（休校中）藤ノ川小学校	西土佐藤ノ川640-2	0880-52-1280
（休校中）下家地小学校	西土佐下家地1379	0880-52-1067
下田中学校	下田3216-1	0880-33-0032
中村中学校	中村東町2丁目1-30	0880-34-4137
蕨岡中学校	蕨岡甲6959	0880-32-1181
大用中学校	大用393	0880-39-2018
後川中学校	利岡132	0880-35-4633
大川筋中学校	川登1106-10	0880-38-2025
中村西中学校	具同7058-1	0880-37-2288
八束中学校	実崎1230	0880-36-2002
東中筋中学校	国見222	0880-37-2817
中筋中学校	有岡1008	0880-37-0013
西土佐中学校	西土佐用井1111-1	0880-52-1288
（休校中）片魚中学校	片魚139-7	0880-39-2133
（休校中）竹屋敷中学校	竹屋敷929-口	0880-32-1511
愛育園	中村東町3丁目	0880-35-2514
もみじ保育所	中村四万十町	0880-35-3734
あおぎ保育所	右山元町2丁目	0880-35-3582
下田保育所	下田	0880-33-0133
竹島保育所	竹島	0880-33-0746
古津賀保育所	古津賀	0880-35-4886
東山保育所	安並	0880-35-6472
蕨岡保育所	蕨岡	0880-32-1031
大用保育所	大用	0880-39-2413
川登保育所	川登	0880-38-2416
利岡保育所	利岡	0880-35-6664
具同保育所	具同田黒1丁目	0880-37-3826
八束保育所	間崎	0880-36-2401
東中筋保育所	楠島	0880-37-1133
中筋保育所	有岡	0880-37-0085
地域子育て支援センター「ぽっぽ」	右山元町1丁目	0880-34-6171
川崎保育所	西土佐江川崎	0880-52-1277
本村保育所	西土佐江川	0880-52-1281
津野川保育所	西土佐津野川	0880-52-1278
大宮保育所	西土佐大宮	0880-53-2412
めぐみ乳児保育園	具同田黒1丁目	0880-37-2121
ひかり乳幼児保育園	古津賀	0880-35-6605

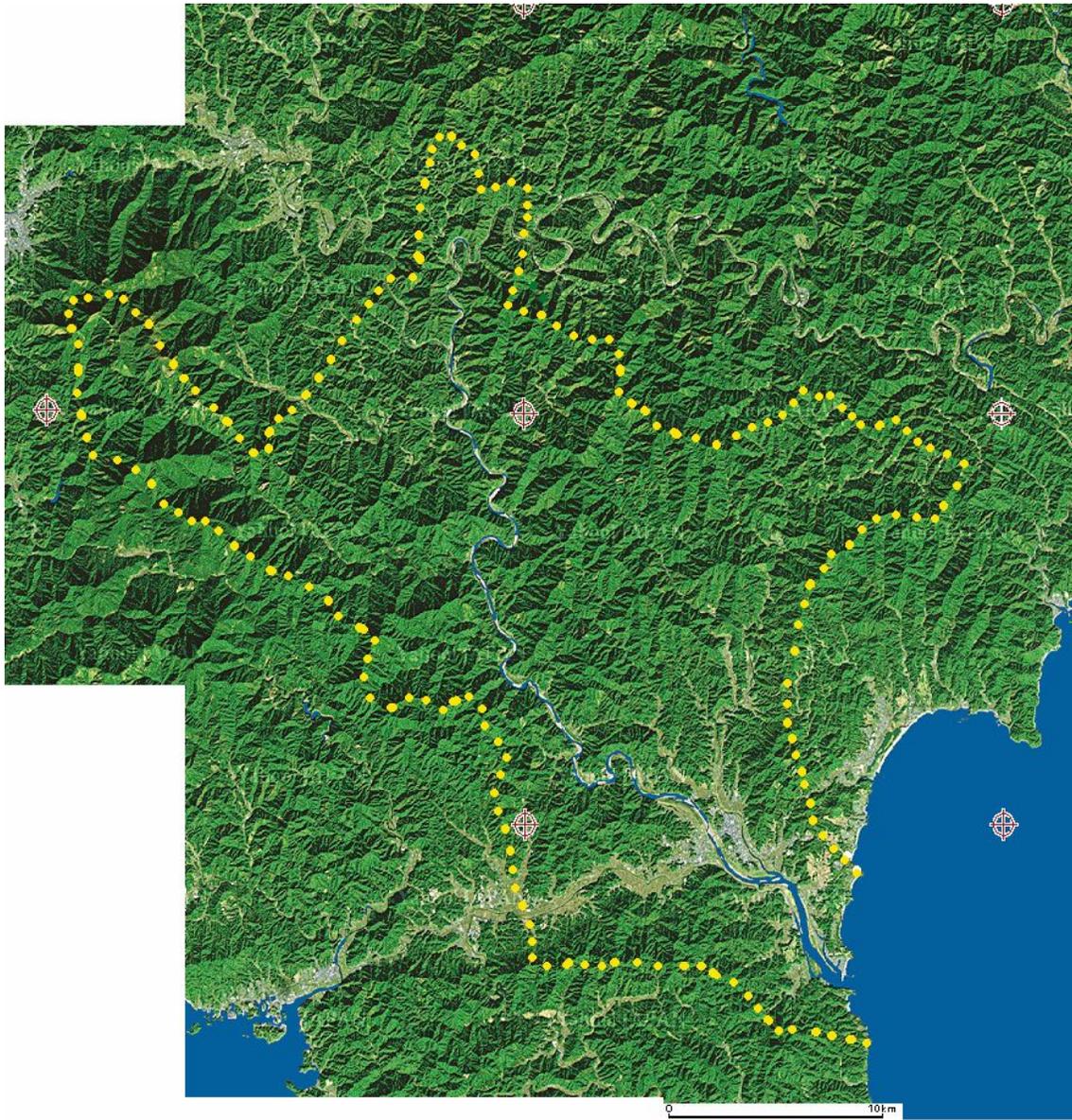
四万十市の地形

【 地図 】



航空写真を次ページに掲載

【 航空写真 】



被災情報の報告様式

（第2編第1章第4 **4 被災情報の収集・報告に必要な書類**）

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
四万十市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 四万十市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

四万十市	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
計							

可能な場合、死者について、死亡地の地区名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

四万十市	年月日	性別	年齢	概況
計				

市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

- 住宅地図
（ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい）
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（ 消防機関の装備資機材のリスト）

【四万十市地域防災計画に定める収容避難所】

（中村地域）

地区	場 所	所 在 地	対 象 地 域
中 村	中村高等学校体育館	中村丸の内24	丸の内、桜町 他
	中村小学校体育館	中村新町3丁目20	京町、新町、東町、一条通 他
	中村中学校体育館	中村東町2丁目1-30	新町、東町、一条通 他
	中村南小学校体育館	不破上町1949	岩崎町、右山、不破、角崎 他
	中央公民館	右山五月町8-22	右山、大橋通 他
下 田	竹島小学校体育館	竹島3332	竹島、鍋島 他
	下田小学校体育館	下田1542	下田、串江、松の山、水戸 他
	下田中学校体育館	下田3216-1	下田地区全域
東 山	市民スポーツセンター	安並4129	東山地区全域
	東山小学校体育館	佐岡953	東山地区全域
	幡多農業高等学校体育館	古津賀3711	古津賀 他
	中村養護学校体育館	古津賀3091	古津賀 他
蕨 岡	蕨岡小学校体育館	蕨岡甲7910 谷6684	蕨岡地区全域
	蕨岡中学校体育館	蕨岡甲9659-口	蕨岡地区全域
富 山	大用中学校体育館	大用398	大用、小西の川、大西の川 他
	（旧）片魚中学校校舎	片魚137	片魚、大屋敷 他
	（旧）片魚小学校校舎	片魚317	片魚
	（旧）常六小学校校舎	常六272-10	大屋敷、常六、三つ又
	（旧）竹屋敷中学校体育館	竹屋敷931	古尾、竹屋敷
後 川	田野川小学校体育館	田野川乙1240	敷地、田野川
	後川中学校体育館	利岡137	後川地区全域
	公民館 鴨川分館	奥鴨川2550	中鴨川、奥鴨川
大川筋	大川筋中学校体育館	川登1106-10	大川筋地区全域
	（旧）勝間小学校校舎	勝間114-1	勝間、勝間川
具 同	具同小学校体育館	具同田黒1-4-1	具同地区全域
	中村西中学校体育館	具同7058-1	具同地区全域
東中筋	東中筋小学校多目的ホール	国見460	東中筋地区全域
	東中筋中学校体育館	国見222	東中筋地区全域
中 筋	中筋老人憩いの家	有岡1249 - 4	中筋地区全域
	中筋中学校体育館	有岡1008	中筋地区全域
八 束	八束小学校	間崎1483	八束地区全域
	八束中学校	実崎1230	八束地区全域

（西土佐地域）

地区名	避難所
黒 尊	貯木場事務所
奥屋内上	奥屋内小学校、へき地集会室
奥屋内下	地区集会所
玖 木	玖木公民館
口 屋 内	口屋内小学校、地区公民館、南津地区保健福祉サテライト、へき地集会室
中 半	四万十楽舎、へき地集会室、地区集会所
岩 間	地区集会所
藤ノ川	藤ノ川小学校、へき地集会室、地区集会所
橋	地区集会所
津野川	津野川小学校、中村高校西土佐分校、小学校・分校体育館
津 賀	地区集会所
藪ヶ市	地区集会所
須 崎	須崎小学校、へき地集会室、地区集会所
大宮下	地区集会所
大宮中	大宮小学校、へき地集会室、生活改善センター
大宮上	地区集会所
下家地	下家地小学校、へき地集会室、地区集会所
中家地	地区集会所
方の川	地区集会所
西ヶ方	西ヶ方複合集会所、西ヶ方小学校、へき地集会室
下 方	地区集会所
館	森林組合
宮 地	保育所、地区集会所
奈 路	西土佐地区公民館、生活改善センター
用 井	西土佐中学校、地区集会所、共同作業所、中学校体育館
長 生	地区集会所
半 家	地区集会所
本 村	地区集会所、本村小学校、へき地集会室
中 組	地区集会所
押 谷	地区集会所
権 谷	権谷小学校、へき地集会室

【退避の指示（例）】

- 「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）

基本指針の記載（P27、抜粋）

4 避難住民の誘導

(1) 平素からの備え

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

1 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされています。

避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載されている「避難実施要領作成の際の留意事項」の内容に沿った記載を行うことが基本となります。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありえます。

【県国民保護計画（関係部分抜粋）】

5 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町村国民保護計画の基準として定めます。

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難実施要領に定める事項

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係機関の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・非難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載します。

避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載します。

一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の所在及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載します。

集合時間
避難誘導の際の交通手段の発発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載します。

集合に当たっての留意事項
集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、要避難保護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載します。

避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載します。

市町村職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載します。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載します。

要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載します。

避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載します。

避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載します。

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載します。

2 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからです。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではありません。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼があるものです。

このため、平素から、避難の指示を行う高知県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て自らの発意と発想に基づき作成することが重要です。

弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本です。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなります。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
 対策本部長 警報の発令、避難措置の指示
 （その他、記者会見等による国民への情報提供）
 知事 避難の指示
 市長 避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、すべての市町村に着弾の可能性があります。このため、対応を考える必要があります。

上記の点を前提として、以下において各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示します。

避難実施要領（例）	四万十市長 月 日 時現在
1 事態の状況、避難の必要性 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・ ・実際に弾道ミサイルが発射された時に住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後の警報発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知	

します。

政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要です。（過去に経験のない事案では「正常化の偏見」（P.84参照）が存在します）弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要です。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させます。

防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させるよう努めます。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底します。（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知します。）

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知します。

・外出先においては、可能な限り大規模集客施設や地下街等の屋内に避難しますが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知します。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知します。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知します。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知します。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、興味本位で近づかないように周知します。

3 その他の留意点

・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう外出先における対応について各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者にあらかじめ説明を行っておきます。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いしておきます。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定めます。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じますが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、管区海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、管区海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要です。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう現地調整所を設けて活動調整に当たることとします。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられます。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

避難実施要領（例）		四万十市長 月 日 時現在
1	事態の状況、避難の必要性	
	<p>対策本部長は、 において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、 市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。</p> <p>（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載します）</p> <p>知事は、別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付します）</p> <p style="text-align: center;">具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともあります。</p>	
2	避難誘導の方法	
	(1) 避難誘導の全般的方針	
	<p>市は、A・B・C地区住民約500名を、本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、市・ 小学校へ避難させます。</p> <p>この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとします。</p> <p>避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や</p>	

助言により適宜修正を行うものとします。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正します。

少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられます。

自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要です。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置します。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 名を、A・B・C 公民館、避難先の 市・ 小学校に派遣します。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣します。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行います。また、関係機関の協力を得て行政機関の保有する車両や案内板を配備します。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行います。（配置については別途添付）

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行います。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととします。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行います。

事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣します。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させます。

避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要です。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A 地区
約200名、A 公民館、市保有車両 × 4 バス 2 台

(イ) B 地区
約200名、B 公民館、 バス × 大型バス 4 台

(ウ) C 地区
約100名、C 公民館、 バス × 大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

日15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行います。

避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決めます。

夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライ

ト等）を配備するなど住民の不安解消に努めます。

冬期は、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意します。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達します。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用します。
- イ 上記と並行し、担当職員は避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に、FAX等により住民への伝達を依頼します。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行います。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかけます。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し避難実施要領の内容を提供します。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけます。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置します。

地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要となります。外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行います。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については徒歩により行うこととします。自家用車については、健常者は使用しないよう周知します。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行います。
- ウ 自力避難困難者の避難
 - 市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、次の対応を行います。
 - a 病院の入院患者 名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施します。
 - b 老人福祉施設入居者 名の避難は、市社会福祉協議会が対応します。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとします。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置きます。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て戸別訪問により残留者の有無を確認します。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行います。
- イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

「正常化の偏見」(P.87 参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければなりません。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意します。
 - ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、

その活動に理解を求めること。

- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけます。

職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市街地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要となります。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど相互に助け合って避難を行うよう促します。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努めます。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促します。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促します。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促します。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供します。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行います。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請します。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させます。

国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要です。

特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態における使用に限られますが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要です。

- 3 各部の役割
別に示します。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行います。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示します。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡します。
- エ 対策本部設置場所：四万十市役所
- オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、市 小学校及び 公民館とします。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行います。その際、県及び 市（町村）の支援を受けます。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしないこととします。

NBC 攻撃の場合

NBC 攻撃の場合の避難においても、対策本部長の攻撃の特性に応じた避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難の誘導を行うことが基本です。

【 避難誘導における留意点 】

1 各種の事態に即した対応

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められます。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もあります。

弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなります。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となります。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられますが、昼間において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなります。

突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ません。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要です。

行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければなりません。その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければなりません。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況、また、それを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本です。

他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要があります。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められます。

市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担いますが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要です。

避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待されます。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い、連携の取れた対応を行います。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を「連絡員」として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となります。

3 住民に対する情報提供の在り方

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところですが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要があります。

武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もあります。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要であります。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきです。それは、住民にとっての安心材料にもなるものであるからです。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要です。）

また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければなりません。

放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となります。

災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となりますが、そのためには、平素より十分な連携を図っておくことが求められます。

NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければなりません。

4 高齢者、障害者等への配慮

避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要があります。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要です。

具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考えます。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
消防署、消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施

一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等

また、老人福祉施設等の施設の管理者において、車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要です。

なお「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となりますが、次のような方法が考えられます。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができます。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となります。
手上げ方式	（制度を周知した上で）自ら希望、した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができます。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組みと、

		災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できません。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要支援者を特定する方式。	情報共有の結果、特定される要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

「災害時要支援者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提です。

したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきです。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要です。

また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要があります。

避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となりますが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となります。

このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要があります。

住民は恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者はより一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も必要）
 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきです。

例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して児童生徒等と保護者が一緒に行動することとしますが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とします。（登下校中や課外活動中に学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様です）

こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要があります。

7 民間企業による協力の確保

災害時の民間企業の役割として「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっています。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうるものです。

例えば、昼間において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生みます。（参考例：平成16年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たしました）

このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきです。

8 住民の「自助」努力による取り組みの推進

災害時では「自助7割、共助2割、公助1割」であると一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされています。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということです。

事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間ではありますが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、市民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要があります。

武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが市に求められています。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂(シュルン)させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効です。

攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考えます

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認します。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などから、できる限り離れます。
- ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難します。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って落ち着いて行動します。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄ってはいけません。

「武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）参考